

社会福祉法人豊根村社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(平成29年6月1日適用)

社会福祉法人豊根村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊根村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事、評議員及び別表に掲げる委員会委員等をいう。

(報酬及び費用弁償)

第3条 会長の報酬は、月額20,000円とし、それ以外の役員等には報酬を支給しないこととする。

2 役員等が、法人業務を行う場合には別表のとおり費用を弁償する。ただし、その職務のため村外へ出張するにあたり、鉄道、船舶その他の手段による費用が発生した場合は、その実費相当額を弁償するものとし、必要により宿泊した場合は、一泊につき10千円を限度に費用を弁償する。

3 前項により出張に伴う交通費を費用弁償した場合には、別表に掲げる費用弁償の額は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬の支給時期は、毎月16日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第3条に準じた日とする。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

別表 費用弁償の額

会 議 等 の 区 分	日 額
理事会、評議員会、事業会計監査、評議員選任・解任委員会、第三者委員会、ボランティアセンター運営委員会、福祉基金推進委員会、その他会長が必要と認めた委員会等	2,000円